

白井市中小企業等 事業継続支援金

- 申請要領 -

<受付期間> 令和3年10月7日（木）から令和4年1月31日（月）まで

< はじめに御確認ください >

- 令和3年3月31日（水）までに創業し、引き続き白井市内で事業を継続していく意思を有することが交付の条件です。
- 申請は、原則として郵送でお願いします。
- 支援金の不正受給（営業実態を偽って申請すること、事業継続の意思がないにも関わらず申請すること等）は犯罪です。
- 国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の内容変更に伴い、支援金制度が変更になる場合があります。最新の情報は市のホームページで御確認ください。

【問い合わせ先】 白井市役所 産業振興課 商工振興係

【電話】 047-401-4641

【受付時間】 午前9時から午後5時まで

【FAX】 047-491-3554

【メール】 syoukou-shinkou@city.shiroi.chiba.jp

※メールでのお問い合わせは、「白井市中小企業等事業継続支援金に関する問い合わせ」と件名を入れていただくようお願いします。

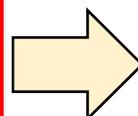
(12月1日版)

《 最初にお読みください 》

幅広い業種の方を対象とした支援金

= 白井市中小企業等事業継続支援金

支 援 金 A



P1からP4まで及びP10以降
を御確認ください。

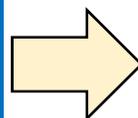
売上が前年又は前々年比70%以上減少している

酒類販売事業者等の方を対象とした上乗せ

= 白井市中小企業等事業継続支援金

(上乗せ分)

支 援 金 B



P5以降を御確認ください。

I 支援金の概要

1 目的

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等の皆さまに対して、幅広く「白井市中小企業等事業継続支援金（以下「支援金」という。）」を交付することにより、事業の継続・立て直しのための取組を支援することを目的とします。

また、まん延防止等重点措置等に伴い、飲食店への酒類の提供停止を含む時短営業要請等が長期間に及んでいることから、特に大きな影響を受けている酒類販売事業者等の皆さまに対して、支援金を上乗せして交付します。

2 白井市中小企業等事業継続支援金（以下「支援金 A」という。）

(1) 対象事業

支援金 A は、業種を問わず、幅広い事業者の方が対象となります

令和 3 年 3 月 31 日までに創業した中小企業等又は個人事業者等であること。

中小企業等及び個人事業者等は、以下のとおりです（以下同様）。

中小企業等	資本金等 10 億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が 2,000 人以下の法人
個人事業者等	個人で開業し、主たる収入を事業所得で確定申告した「個人事業者」のほか、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入として、雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者を含む

なお、以下に掲げる法人・団体、個人については、交付対象外とします。

- ・主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者で、被雇用者又は被扶養者である者
- ・法人税法別表第 1 に規定する公共法人（国立大学法人、地方独立行政法人、土地区画整理組合等）
- ・宗教上の組織又は団体
- ・政治団体
- ・P19 に記載する「暴力団排除に関する規定」の各号のいずれかに該当する者
- ・支援金の趣旨・目的に照らして交付が適当でないと市長が判断する者

(2) 交付要件

次の9要件全てに該当する事業者の方に支援金を交付します。

- ① 令和3年3月31日までに創業し、本支援金交付要綱施行日（令和3年10月7日）から申請日までの間、白井市内に「本店」又は「主たる事業所（※）」を有すること。

（フリーランス等、特定の事業所を有しない場合は、令和3年10月7日から申請日までの間、白井市内に住所を有すること。）

(※)・中小企業等の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地

- ・個人事業者等（青色申告）の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地
- ・個人事業者等（白色申告）の場合は、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地
- ・NPO法人又は公益法人等特例の場合（P17参照）は、履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類で確認

(注意) 上記要件を満たしていない場合でも下記1・2の市内に事業所を有することを証する書類をいずれか1つまたは複数枚提出いただくことで要件を満たすとみなします。

- 1 市に事業に関する税を納めている(又は申告している)ことがわかる書類(市への法人市民税申告書もしくは納付書の写し等)
- 2 市内に店舗、事業所等の営業拠点を構えていることがわかる書類(履歴事項全部証明書、営業許可書、事業許可書、労働保険の保険関係成立届、雇用保険適用事業所設置届、健康保険・厚生保険新規適用届等)

- ② 千葉県が実施する「千葉県中小企業等事業継続支援金（支援金A）」の交付決定を受けていること。

※県制度の詳細については千葉県中小企業等事業継続支援金コールセンターにご確認ください。

【電話】：0120-179-155

【受付時間】：午前9時から午後6時まで（土・日・祝日含む。）

(ただし、12月29日(水)～1月3日(月)を除く。)

【HP】:「千葉県 中小企業等事業継続支援金」で検索してください。

- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～令和3年 10月までのいずれかひと月の売上が、令和元年又は令和2年の同月比で 30%以上減少していること。

※上記比較が困難な方に対しては、各種申請特例を用意しております。詳しくは、P15～18を御覧ください。

令和3年4月～10月の売上には、国の月次支援金や市町村の支援金、その他補助金・協力金等の額を加える必要はありません

- ④ 申請時点で事業を継続しており、引き続き白井市内で事業を継続する意思を有すること。
- ⑤ 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- ⑥ 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- ⑦ 「暴力団排除に関する規定」(P19参照)を遵守していること。
- ⑧ 市税の未納がないこと。
- ⑨ 令和3年4月から令和3年 9月 **または** 10月までの売上高の合計額が、平成31年4月から令和元年 9月 **または** 10月まで又は令和2年4月から令和2年 9月 **または** 10月までの売上高の合計額と比較して、中小企業等であれば合計 30万円、個人事業者等であれば合計 15万円以上減少していること。

(3) 交付金額

中小企業等：10万円

個人事業者等：5万円

※交付要件を満たす場合に、一律定額で交付します。

※交付は、Bと合わせても一法人（個人）1回限りですので申請の際は、一度で終わるよ

うご注意ください。

3 白井市中小企業等事業継続支援金（酒類販売事業者等への上乗せ交付分）（以下「支援金 B」という。）

(1) 対象事業

支援金 B は、酒類販売事業者等の方のみが対象です

令和 3 年 3 月 31 日までに創業した酒類販売事業者等（※）。ただし、中小企業等又は個人事業者等に限りません。

（※）申請時点で、有効な酒税法（昭和 15 年法律第 35 号）第 7 条に規定する酒類の製造免許又は同法第 9 条に規定する酒類の販売業免許を受けている者に限る。

なお、以下に掲げる法人、個人については、交付対象外とします。

- ・ 法人税法別表第 1 に規定する公共法人（国立大学法人、地方独立行政法人、土地区画整理組合等）
- ・ 宗教上の組織又は団体
- ・ 政治団体
- ・ P19 に記載する「暴力団排除に関する規定」の各号のいずれかに該当する者
- ・ 支援金の趣旨・目的に照らして交付が適当でないと市長が判断する者

支援金 A と支援金 B は重複して

受給することができます

(2) 交付要件

次の 10 要件全てに該当する酒類販売事業者等の方が交付対象です。

- ① 令和 3 年 3 月 31 日までに創業し、本支援金交付要綱施行日（令和 3 年 10 月 7 日）から申請日までの間、白井市内に「本店」又は「主たる事業所（※）」を有すること。

（※）P2 枠内参照

- ② 千葉県が実施する「千葉県中小企業等事業継続支援金（支援金 B）」の交付決定を受けていること。

※県制度の詳細については千葉県中小企業等事業継続支援金コールセンターにご確認ください。

【電話】：0120-179-155

【受付時間】：午前 9 時から午後 6 時まで（土・日・祝日含む。）

（ただし、12 月 29 日（水）～1 月 3 日（月）を除く。）

【HP】：「千葉県 中小企業等事業継続支援金」で検索してください。

- ③ まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への酒類の提供停止を含む時短営業要請等の影響により、令和 3 年 4 月～令和 3 年 10 月までの期間について、売上が令和元年又は令和 2 年の同月と比較して 70%以上減少した月があること。

※令和 3 年 4 月～令和 3 年 10 月の 7 カ月全ての売上が 70%以上減少している必要はありません。ひと月でも対象月があれば、当該月分が交付対象となります。

※上記比較が困難な方に対しては、各種申請特例を用意しております。詳しくは、P15～18 を御覧ください。

令和3年4月～10月の売上には、国の月次支援金や市町村の支援金、その他補助金・協力金等の額を加える必要はありません

- ④ 令和3年4月～10月の間における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等に応じている飲食店と直接又は間接の取引があること。

- ・ 取引のある飲食店のある地域が緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等に応じている期間のみ対象となります。
- ・ 国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の内容変更（対象地域の拡大、予定より早い措置解除等）に伴い、交付対象及び交付対象月が変更となる可能性があります。

- ⑤ 申請時点で事業を継続しており、引き続き白井市内で事業を継続する意思を有すること。
- ⑥ 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- ⑦ 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- ⑧ 「暴力団排除に関する規定」（P19 参照）を遵守していること。
- ⑨ 市税の未納がないこと。
- ⑩ 令和3年4月から令和3年9月または10月までの売上高の合計額が、平成31年4月から令和元年9月または10月まで又は令和2年4月から令和2年9月または10月までの売上高の

合計額と比較して、中小企業等であれば合計 40 万円、個人事業者等であれば合計 20 万円以上減少していること。

(3) 交付金額

中小企業等：

10 万円／月（上限額）

（4 月から 10 月の 7 カ月間で最大 70 万円）

個人事業者等：

5 万円／月（上限額）

（4 月から 10 月の 7 カ月間で最大 35 万）

※ただし、売上減少額から、国の月次支援金の上限額（中小企業等 20 万円／月、個人事業者等 10 万円／月）に千葉県中小企業等事業継続支援金の上限額（中小企業等 20 万円／月、個人事業者等 10 万円／月）を加えた額を控除した額が、上記の金額に満たない場合は、その額を交付額とします。

※交付額は、4 月～10 月の各月ごとに算定します。

※交付は、A と合わせても一法人（個人）1 回限りですので申請の際は、一度で終わるよう

ご注意ください。

例.令和元年（又は令和2年）4月～10月の各月の月間売上、及び令和3年4月～10月の各月の

月間売上が以下の場合の中小企業等の交付額のイメージ

※あくまでイメージです。実際の交付内容と異なる場合があります。

令和元年 ～3年 の月	令和元年 (令和2年) の売上	令和3年 の売上	売上減 少割合	売上 減少 額	国の月次 支援金の 上限額	県支援金 B 交付額	市支援金 B 交付額
4月	60万円	40万円	33.3%	20万円	対象外	0円 (要件満たさず)	0円 (要件満たさず)
5月	30万円	15万円	50%	15万円	15万円	0円 (要件満たさず)	0円 (要件満たさず)
6月	40万円	12万円	70%	28万円	20万円	8万円 (減少額から月 次支援金を控 除した額)	0万円 (減少額から国 ・県支援金を 控除した額)
7月	60万円	12万円	80%	48万円	20万円	20万円 (交付上限額 を交付)	8万円 (減少額から国 ・県支援金を 控除した額)
8月	100万円	0万円	100%	100万円	20万円	20万円 (交付上限額 を交付)	10万円 (交付上限額 を交付)
9月	100万円	20万円	80%	80万円	20万円	20万円 (交付上限額 を交付)	10万円 (交付上限額 を交付)
10月	100万円	20万円	80%	80万円	20万円	20万円 (交付上限額 を交付)	10万円 (交付上限額 を交付)

II 申請手続き

支援金A・B共通です

1 問い合わせ先

白井市役所 産業振興課 商工振興係

【電話】 047-401-4641

【受付時間】 午前9時から午後5時まで

【FAX】 047-491-3554

【メール】 syoukou-shinkou@city.shiroi.chiba.jp

※メールでのお問い合わせは、「白井市中小企業等事業継続支援金に関する問い合わせ」と件名を入れていただくようお願いします。

2 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和3年10月7日（木）から令和4年1月31日（月）まで

(2) 申請方法

以下のとおり郵送での申請受付を行います。申請書類を以下の宛先に郵送してください。（令和4年1月31日（月）必着）

不明点は、上記問い合わせ先にお問い合わせください。

【宛先】 〒270-1492 千葉県白井市復 1123

白井市役所 産業振興課 白井市中小企業等事業継続支援金

申請受付

郵送申請にあたっては、以下の（ア）～（オ）の点に御留意ください。

- （ア）不着を防ぐため、日本郵便で送付ください。
- （イ）申請書類は信書扱いですので、メール便等では送付できません。
- （ウ）簡易書留等、郵送物の追跡ができる方法を御利用ください。
- （エ）切手を貼付の上、裏面に申請者の住所及び氏名を必ず御記載ください。
- （オ）書類の散逸を防ぐため、提出書類は全て A4 サイズとするか、A4 用紙に貼付してください。

（3） 申請要領及び提出書類の入手方法

本支援金にかかる申請要領及び提出書類については、市ホームページ（「白井市 中小企業等事業継続支援金」で検索してください）からダウンロードすることができます。

【紙面による入手】

以下の関係機関等において入手することができます。

- ① 市役所（本庁舎 2 階産業振興課前）
- ② 白井市商工会
- ③ 公民センター

3 （支援金 B 交付対象の方）申請方法の注意点

支援金 B の交付対象となる方については、支援金 A と支援金 B を一括して申請いただきます
ようお願いいたします。

※交付は、一法人（個人）1 回限りですので申請の際は、一度で終わるようご注意ください。

※令和 3 年 4 月～令和 3 年 **10 月**分について一度にまとめて申請してください。

※具体的な提出書類については、P 13 以降を御確認ください。

4 交付の決定等

●申請受理後、申請書及び提出書類の内容を審査の上、交付要件を満たしていると認められたときは支援金を交付します。

- 審査の結果、支援金を交付する旨を決定したときは、後日、通知いたします。

なお、交付しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

5 その他留意事項

- 支援金の交付後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消します。この場合、申請者は、白井市に支援金を返金いただくこととなりますので、御承知おきください。
- 市は必要に応じて、申請内容（営業実態や事業継続の有無等）について調査する場合があります。その場合、申請者は市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- 交付対象者は、本支援金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を 5 年間保存しておく必要があります。
- 申請書に記載された個人（法人）情報は、支援金の審査・交付の目的で使用し、その他の目的には使用しません。
- その他御不明な点については、市産業振興課（047-401-4641）までお問い合わせください。

○提出書類を準備するにあたっての留意事項

- 提出書類に不備があったり、判読が困難（コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等）であったりする場合には、再提出等をお願いすることがあります。この場合、交付までに相当な時間を要することがありますので、申請前に、提出する書類の確認を十分に行ったうえで、申請してください。

III 提出書類

- 以下の申請書類を提出してください。
- 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- 提出書類の返却はいたしませんので、予めご了承ください。
- 郵送の場合、提出書類は、全て A4 サイズで準備してください。

	申請書類一覧	チェック
①	<p>白井市中小企業等事業継続支援金申請書（様式第 1 号又は第 2 号）</p> <p>○所定の様式で提出してください。</p> <p>※酒類販売事業者<u>以外</u>の中小企業等・個人事業者等用・・・第 1 号</p> <p>※酒類販売事業者の中小企業等・個人事業者等用・・・第 2 号</p>	<input type="checkbox"/>
②	<p>誓約書（様式第 3 号）</p> <p>○所定の様式で提出してください。</p> <p><u>○誓約書の所在地、名称及び代表者名の欄は、必ず自署でお願いします。</u></p>	<input type="checkbox"/>
③	<p>千葉県中小企業等事業継続支援金申請書及び添付関係書類一式の写し</p> <p>○どのような書類か不明な場合は、千葉県中小企業等事業継続支援金申請要領を確認してください。</p> <p>○申請書が手元に残っていない場合は、添付関係書類一式の写しをプリントアウトしたもののみで問題ありません。</p> <p>【千葉県中小企業等事業継続支援金申請書の添付書類チェック項目】</p> <p>① 千葉県中小企業等事業継続支援金申請書 <input type="checkbox"/></p> <p>② 誓約書 <input type="checkbox"/></p> <p>③ <u>令和元年及び令和 2 年の売上が確認できる書類</u> <input type="checkbox"/></p> <p style="padding-left: 20px;">（確定申告書類）</p> <p>④ <u>令和 3 年 4 月～10 月の売上が確認できる書類</u> <input type="checkbox"/></p> <p style="padding-left: 20px;">（売上台帳等）</p> <p>⑤ <u>振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）</u> <input type="checkbox"/></p> <p>⑥ 役員等名簿 <input type="checkbox"/></p>	<input type="checkbox"/>

	<p>⑦ <u>【中小企業等の場合】履歴事項全部証明書</u> <input type="checkbox"/></p> <p>⑧ <u>【個人事業者等の場合】本人確認書類の写し</u> <u>(運転免許証等)</u> <input type="checkbox"/></p> <p>⑨ <u>【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合】</u> <u>国民健康保険証の写し</u> <input type="checkbox"/></p> <p>⑩ <u>【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合】</u> <u>業務委託契約等収入があることを示す書類</u> <input type="checkbox"/></p> <p>⑪ <u>【酒類販売事業者等の場合】</u> <input type="checkbox"/> <u>酒類販売業免許通知書の写しまたは酒類製造免許通知書の写し等</u></p> <p>⑫ <u>特例に該当することが確認できる書類の写し</u> <input type="checkbox"/></p> <p>※下線のものは必須です。</p>	
④	<p>千葉県中小企業等事業継続支援金交付決定通知書の写し</p> <p>※ハガキの外側（事業者名・住所等）と内側（支援金種別・決定額・通知書発行日等）の両方が必要です。</p>	<input type="checkbox"/>
⑤	<p>振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）</p> <p>※上記③で千葉県の申請書類の中に口座を確認できる書類を添付していて、同じ口座への振込であれば必要ありません。</p> <p>※振込先が他人名義、第三者の口座であった場合は委任状が必要です。</p> <p>※通帳の写しの場合、表面と開いた1・2ページ目が必要です。</p>	<input type="checkbox"/>
⑥	<p>その他市長が必要と認める書類</p>	<input type="checkbox"/>

※提出書類に不備があったり、判別が困難（コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等）であったりする場合には、再提出等をお願いすることがあります。この場合、交付までに相当な時間を要することがありますので、申請前に、提出する書類の確認を十分に行ったうえで、申請してください。

※本支援金の申請に係る書類一式については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類を申請から5年間、保存しておかなければなりません。

IV 各種申請特例

令和元年又は令和2年の1カ月当たりの月間売上を確認できない方は、以下のいずれかにあてはまる場合、申請の特例を適用できます。 《特例は複数併用することもできます》

1 新規開業特例（令和元年設立・開業の場合）

平成31年1月から令和元年12月までの間に法人を設立又は開業した場合、以下により、支援金の交付の判定を受けることを選択できます。

（想定事業者）令和元年11月に開業したため、平成31年4月～令和元年10月の売上がない事業者（令和2年4月～9月の売上との比較では、売上減少要件を満たさず、交付対象とならない場合を想定）

《特例の内容》

令和元年の年間売上を、令和元年の設立又は開業後月数（※）で割った金額を、令和3年4月～令和3年10月の各月の売上との比較対象とします。

（※）法人を設立した日又は開業した日の属する月から令和元年12月までの月数とし、法人を設立又は開業した月は、操業日数にかかわらず、1カ月とみなします。

《P13～14の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類》

個人事業者等の場合：

- ・個人事業の開業等届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

2 新規開業特例（令和2年設立・開業の場合）

令和2年1月から令和2年12月までの間に法人を設立又は開業した場合、以下により、支援金の交付の判定を受けることができます。

（想定事業者）令和2年11月に開業したため、令和2年4月～令和2年10月の売上がない事業者

《特例の内容》

令和2年の年間売上を、令和2年の設立又は開業後月数（※）で割った金額を、令和3年4月～令和3年10月の各月の売上との比較対象とします。

（※）法人を設立した日又は開業した日の属する月から令和2年12月までの月数とし、法人を設立又は開業した月は、操業日数にかかわらず、1カ月とみなします。

《P13～14の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類》

個人事業者等の場合：

- ・個人事業の開業等届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

3 新規開業特例（令和3年設立・開業の場合）

令和3年1月から令和3年3月までの間に法人を設立又は開業した場合、以下により、支援金の交付の判定を受けることができます。

（想定事業者）令和3年2月に開業したため、令和2年4月～令和2年10月の売上がない事業者

《特例の内容》

令和3年1月から令和3年3月までの間の売上を、令和3年の設立又は開業後月数（※）で割った金額を、令和3年4月～令和3年10月の各月の売上との比較対象とします。

（※）法人を設立した日又は開業した日の属する月から令和3年3月までの月数とし、法人を設立又は開業した月は、操業日数にかかわらず、1カ月とみなします。

《P13～14の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類》

中小企業等の場合：

- ・税理士による署名がなされた、創業月から令和3年3月までの事業収入を証明する書類（様式任意）

個人事業者等の場合：

- ・個人事業の開業等届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し
- ・税理士による署名がなされた、創業月から令和3年3月までの事業収入を証明する書類（様式任意）

4 合併特例（合併した法人）

売上を比較する2つの月の間に合併した法人の場合、以下により、支援金の交付の判定を受けることができます。

（想定事業者）令和3年1月に合併した事業者

《特例の内容》

合併前の法人の合計売上と合併後の法人の売上とを比較します。

5 連結納税特例（連結納税している法人）

連結納税をしている法人は、個別法人ごとに交付要件を満たす場合、個別法人ごとに支援金の申請を行うことができます。

（想定事業者）親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合

《P13～14の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類》

- ・令和元年及び令和2年の連結法人税の個別帰属額等の届出書

6 事業承継特例（個人事業者が法人化した場合（いわゆる法人成り）又は、法人が個人事業者化した場合（いわゆる個人成り）を含む）

①事業承継をした個人事業者（事業を行っていたものの死亡による事業承継の場合を含む）、②法人成りした法人、③個人成りをした個人事業者の場合（以下まとめて「事業承継等」という）、以下により、支援金の交付の判定を受けることができます。

（想定事業者）令和3年1月に事業承継を受けた個人事業者

≪特例の内容≫

事業承継等の前の売上と事業承継等後の売上とを比較します。

≪P13～14の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類≫

個人事業者等の場合：

- ・個人事業の開業等届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

7 NPO法人・公益法人等特例

NPO法人や公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）で、令和元年又は令和2年の1カ月当たりの月間売上を確認できない場合は、以下により、支援金の交付の判定を受けることができます。

≪特例の内容≫

令和元年又は令和2年の売上の月平均を当該年の各月の売上とみなします。

例 令和2年に12カ月営業し、合計売上が120万円で月別がわからない場合

$$120 \text{ 万円} \div 12 \text{ カ月} = 10 \text{ 万円}$$

令和2年1月～令和2年12月の各月の売上を10万円として、令和3年の対象月と比較することができます。

※この場合の売上とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等という営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とします。

※「会費」は売上に含めることができます。

また、確定申告書類の代わりに、以下①及び②の書類を提出していただきます。

① 特例に該当していることが確認できる書類

履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されることがわかる書類

② 令和元年及び令和2年の売上を確認する書類

(例)

種別	年間売上の確認書類
社会福祉法人	事業活動計算書
NPO 法人	(特定非営利活動に係る) 事業報告書
公益法人	正味財産増減計算書

8 罹災特例

平成30年又は令和元年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合は、以下により、支援金の交付の判定を受けることができます。

≪特例の内容≫

罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の売上と、令和3年度の売上とを比較します。

例1. 令和元年4月に罹災した場合

→平成30年又は令和元年の売上と、令和3年度の売上とを比較します。

例2. 平成30年4月に罹災した場合

→平成29年又は平成30年の売上と、令和3年度の売上とを比較します。

≪P13~14の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類≫

- ・平成30年又は令和元年に罹災したことを証明する罹災証明書等の写し
- ・罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の売上が確認できる書類

9 白色申告特例

個人事業者等で白色申告のため、月ごとの売上が確認できない場合は、以下により、支援金の交付の判定を受けることができます。

≪特例の内容≫

令和元年又は令和2年の売上の月平均を当該年の各月の売上とみなします。

暴力団排除に関する規定

(支援金 A の交付要件⑦又は支援金 B の交付要件⑧関係)

給付を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))）が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

四 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者は、上記二又は三に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が上記のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

上記内容に該当しないことを承諾していただくことが申請条件となります。

